

## 島根県立大学海外留学生支援基金の支出基準

令和6年5月8日次長決裁  
浜田キャンパス国際交流委員会承認

### 1 支出項目

#### (1) 健康増進事業

##### (ア) 医療費の助成

国民健康保険に加入している外国人留学生を対象に（但し、休学者は除く）、健康保険法の適用を受け得る診療に要した医療費を助成できるものとする。助成率は100分の35とする。なお、詳細は日本学生支援機構が実施していた「外国人留学生医療費補助制度」に準ずるものとする。

医療費助成を受けようとする者は、申請書（別紙様式）と医療費領収書を提出するものとする。

##### (イ) 感染症の予防接種に要する費用の助成

感染症の予防接種に係る費用を助成できるものとし、助成率は2分の1とする。ただし、インフルエンザの予防接種にあっては、係る費用のうち千円を自己負担させ、残りの金額を助成するものとする。

#### (2) 入学前教育支援事業

##### (ア) 入学前教育等に要する書籍代の助成

①浜田キャンパスの留学生の入学前教育に必要となるテキストについて、一人あたり一万円を上限に現物支給することができるものとする。

②大学院生の入学前教育に必要となる書籍について、一人あたり五千円を上限に現物支給することができるものとする。

#### (3) 一時金貸与事業

原則として、奨学金を受給している等、返済が確実に見込める外国人留学生を対象に貸し付けをおこなうものとする。

貸し付けを行う場合は、借用書及び返済計画書を提出させることとする。

#### (4) 学生チューターへの謝礼事業

この項で「学生チューター」とは、日本人学生のみならず外国人留学生も対象にできるものとする。なお、「学生チューター」には国際交流会館に入寮している留学生サポーターを含む。

##### (ア) 留学生の入学前教育における学生チューターへの謝礼

留学生との交流会における飲食代について、一人一回あたり二千円を上限に支出できるものとする。なお、交流会に参加した留学生の飲食代についても支出対象にできるものとする。

##### (イ) 日本語授業において授業の補助を行う学生チューターへの謝礼

学生チューター一人あたり、年間一万円を上限に図書券を贈呈できるものとする。

##### (ウ) 留学生支援事業に関する事務を代行する学生チューターへの謝礼

①留学生が来日した時の市役所への手続きや買い物に同行する者に対して、一回あたり二千円を支出できるものとする。

②地域との交流事業への派遣者の決定や家電の抽選等の調整をおこなう者を「留学生リーダー」と定め、月額二千円の手当を支出できるものとする。

#### (5) 学外研修支援事業

留学生等が地域の歴史・文化資源等を学ぶことを目的とした、本学が主催する学外研修に対して、浜田キャンパス国際交流推進委員長が認めた場合、入場料、施

設使用料等を助成できるものとする。

- (6) その他、学長が特に必要と認めた経費  
支給方法等は必要に応じて浜田キャンパス国際交流推進委員会で審議のうえ決定する。

## 2 助成対象期間

- (1) 助成対象期間は、当該年度の4月1日から3月31日までに発生した項目とする。
- (2) 請求期限は、翌年度の4月15日までとする。